

		改正案	現行
		（国税庁監察官の行う捜査）	
第二十七条（略）			第二十七条（略）
2 前項の検査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、記録命令付差押え、搜索、検証及び検視並びに同法第百九十七条第三項の規定による求め並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、することができない。			2 前項の検査については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定を適用する。ただし、逮捕、差押え、搜索、検証及び検視並びに同法第二百二十四条第一項及び第二百二十五条第二項の規定による請求は、することができない。
3	7	（略）	3
			（略）

○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成十一年法律第百三十七号）

（傍線部分は改正部分）

別表（第三条、第十四条関係）	改正案	現行
一（八）（略） 九 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第七号に掲げる罪に係る同条（組織的な殺人）の罪又はその未遂罪	別表（第三条、第十四条関係） 一（八）（略） 九 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第三条第一項第三号に掲げる罪に係る同条（組織的な殺人）の罪又はその未遂罪	